

(別添 1)

災害用統一 SSID
「00000JAPAN」
参加資格

いのちをつなぐ
00000JAPAN

第 2.2 版

平成 30 年 3 月 30 日
無線 LAN ビジネス推進連絡会

目次

1. 総則.....	3
1.1 参加資格策定の背景と目的.....	3
1.2 参加資格の見直し.....	3
1.3 基本的な考え方.....	4
2. 参加基準.....	4
2.1 連絡会の会員における運用について.....	4
2.1.1 技術要件.....	5
2.1.2 00000JAPAN の発動を迅速に行うための体制.....	5
2.1.3 大規模災害用ポータルサイト.....	6
2.1.4 セキュリティリスクの告知.....	6
2.1.5 防災訓練での周知活動.....	6
2.1.6 災害直後初動期の周知方法.....	6
2.1.7 災害復旧期の周知方法.....	6
2.1.8 情報共有の機能.....	6
2.1.9 営利目的の利用について.....	6
2.1.10 試験送出手の実施について.....	6
2.2 連絡会の非会員における運用について.....	7
2.2.1 技術要件.....	7
2.2.2 00000JAPAN の発動を迅速に行うための体制.....	7
2.2.3 平時における利用不可について.....	7
2.2.4 申請書の提出について.....	7
2.2.5 営利目的の利用不可について.....	7
2.2.6 試験送出手の実施について.....	7

1. 総則

1.1 参加資格策定の背景と目的

無線 LAN ビジネス推進連絡会(以下、連絡先と記載)がガイドラインを運用する「00000JAPAN」の普及にあたっては、無線 LAN 機器・システム等に関する技術的課題と共に、過日発生した大規模災害における運用の教訓を得て、「00000JAPAN」参加にあたって一定の基準を設ける目的で本参加資格を定めている。

また、本参加資格については、「00000JAPAN」が普及期にあることに鑑み、個々の基準は「必須」のレベルと、「努力」のレベルを分けて指定している。参加者においては、「00000JAPAN」の運用にあたっては、その善良な運用を願いたい。

1.2 参加資格の見直し

本参加資格は、「大規模災害発生時における公衆無線 LAN の無料開放に関するガイドライン(以下、ガイドライン)」に基づいて策定しており、ガイドラインの見直しや、今後の無線 LAN を取り巻く技術、ビジネスモデル、自治体等の災害対策規定等の見直し等を踏まえて、適宜その内容を見直すことがある。

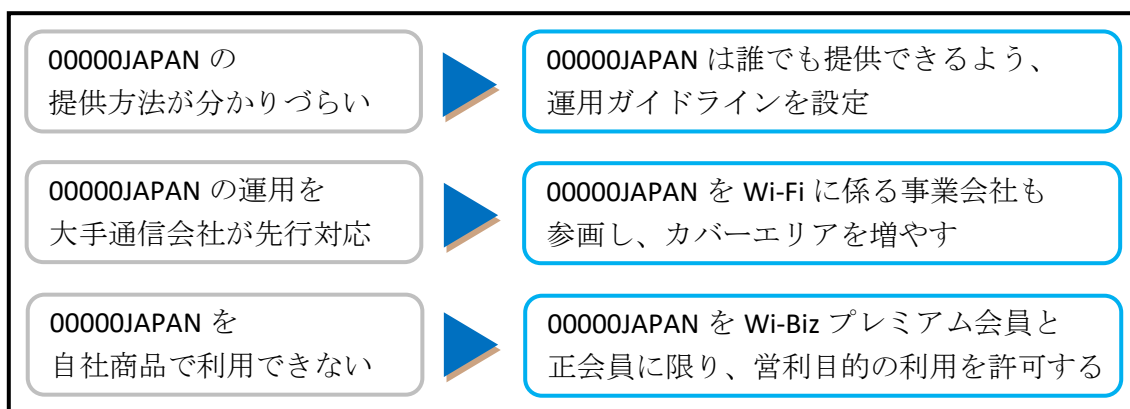
なお、具体的な運用の細目等については、無線 LAN ビジネス推進連絡会(以下、連絡会)活動の中で検討・周知等を行っていくこととする。

なお、ガイドライン第 4.0 版を改定するにあたり、次の内容に基づき、参加資格を改定する事とした。

過日発生した東日本大震災において、通信機能が重要なライフラインとなった教訓を元に制定された「00000JAPAN」であるが、平成 28 年 4 月に、熊本県・大分県を中心に発生した「熊本地震」を機に、大手通信会社が「00000JAPAN」による無料 Wi-Fi サービスを九州全域にて提供した事をきっかけとして、各種マスメディアで取り上げられ、被災者の皆様へ提供した実績と共に、日本国民にも広く浸透した通信サービスとなった。その後も、平成 28 年台風 10 号による被災地支援など、地震災害に限らず、避難所において「00000JAPAN」による無料 Wi-Fi サービスが提供されている。

併せて、Wi-Fi の関係する事業者のうち、大手通信会社以外の法人からも「00000JAPAN」に係る方法について、連絡会の会員・会員外に係らず、多数の問い合わせを受けている。その為、連絡会の当該担当委員会では、「00000JAPAN」の更なる普及を目的として、参加資格を改定する事とした。

主たる目的について、概略は図 1 の通りである。



(図 1) 参加資格の改変内容に関する概略

1.3 基本的な考え方

「00000JAPAN」参加資格の細目等については、連絡会の活動を通じて検討・周知等を行っていくことから、参加にあたっては、連絡会の正会員以上であることが望ましい。なお、公共団体や地方公共団体等については、現行制度の「特別会員」での参加も可能とする。但し、連絡会の会員でない法人、個人についても、個々の判断において、「00000JAPAN」に参加しても構わない。

この考え方は、大手通信会社は勿論の事、地元無線LAN機器を提供している法人や、独立系通信会社、地方自治体、地元企業が、現地の状況に基づいて「00000JAPAN」を提供できる為、ライフラインとしての優位性をいち早く提供できる事が、「00000JAPAN」の意義として適するからである。

但し、地方自治体等のエリアオーナーが独自のSSIDで無料公衆無線LANを提供している場合には、災害時に未登録ユーザに開放することもライフラインとして有効であるため、「00000JAPAN」に参加することが必ずしも必要とは限らない。

また、本件において不正な無線LAN機器を設置される可能性が捨てきれないのも事実である。しかし、被災地という状況を鑑みても、不正な無線LAN機器を設置するだけの余裕はなく、実効性が低い事、また、データの不正に傍受し、通信の秘密を脅かした場合は、日本法に基づき罰せられる事、被災時は性善説を前提に提供すべきであるとの考えを元としている。

なお、「00000JAPAN」の具体的な運用にあたっては、連絡会の会員、非会員問わず、本参加資格に定める基準等を満足するよう努めなければならない。

2. 参加基準

「00000JAPAN」の参加基準については、連絡会の会員と非会員によって、基準を変える事とする。

また、参加者については00000JAPANのサービス品質維持、運用管理等を的確に行い被災者への通信インフラを遅滞なく、かつ、適切に提供する責務が生じることから、対象者はエリアオーナー等ではなく運用実務を担う『サー

ビス運用事業者（エリアオーナー自身が運用している場合は該当）』とする。
 なお、サービス提供にあたり、機器や装置等の提供事業者はそれと別に
 「機器・装置ベンダ」として区分し基準を審査することとする。

2.1 連絡会の会員における運用について

本項目では、連絡会の会員が「00000JAPAN」を提供する場合の参加基準について記載する。非会員の法人・個人向けの参加基準については、第2.2項をご覧ください。

2.1.1 技術要件

「00000JAPAN」は、不特定多数の利用者が多数アクセスされる事が想定される。また、利用者が特定の設定を必要とせず、簡便な方法で利用可能となる状況が望ましい。その為、技術的な要件として、下記に記載する項目のうち、利用者の保護、ならびに利便性を考慮し「必須」レベルの設定事項を定めた。また、より多くの利用者が公平に利用できるよう、「努力」レベルも設け、設定可能な場合は適用を求める事とする。

連絡会の会員が「00000JAPAN」を提供する場合は、「必須」レベルの設定は必ず適用し「努力」レベルの設定も適用する事が望ましい。

No	必須事項	対応事項
1	必須	パスワードを設定せず「Open」なネットワークとして設定する
2	必須	SSIDを隠微せず、どの機器からも識別可能とする
3	必須	利用時間の制限を持たせないようにする
4	必須	利用者認証の機能を利用せず、だれでも自由にアクセスできるようにする
5	必須	接続元の通信機器を問わず、だれでも利用できるようにする
6	努力	Wi-Fiの通信規格(IEEE802.11a/b/g/n/ac/その他、左記と同等であるWi-Fiの通信規格)のうち、対応可能な通信規格すべてで通信できるようにする
7	努力	2.4GHz帯・5GHz帯、両周波数帯で通信できるようにする
8	努力	同ネットワーク内に接続する端末間の通信ができないようにする
9	努力	通信元回線の回線が切断された場合、SSIDの送出を停止する
10	努力	通信速度の公平性を保てるよう、接続端末ごとの利用可能な帯域を公平に配分する

(表1) 「00000JAPAN」の技術設定項目

2.1.2 00000JAPANの発動を迅速に行うための体制

連絡会の会員が「00000JAPAN」を提供する場合、あらかじめ当会指定のWebサイトより「災害用統一SSID事業者登録申請書兼誓約書」（以下、申請書）を連絡会に提出し、そのチェックを受けなければならない。

連絡会の事務局は提出された申請書を速やかにチェックし、問題がないと判断した場合には、連絡会の当該担当委員会に上程する。同委員会の委員長・副委員長の判断、ならびに当該担当委員会に参加する会員企業から、認定の異議がない事を確認した上で、認定の可否についてその旨を文書により回答する。また、改善が必要と判断した場合には、速やかにその内容を文書により回答する。この場合、事業者等は、改善を実施した内容に基づき、申請書を再度提出するものとする。

事業者としての登録を受けた連絡会の会員は、「大規模災害時における公衆無線 LAN 無料開放に関するガイドライン」で定めた発動契機に準じ「00000JAPAN」を開放できる仕組み・運用体制を有すること。また、大規模災害発生時には、自治体災害対策本部に参集、あるいは連携体制を取り、災害対策本部からの開放要請に可能な限り対応できる事が望ましい。

なお、連絡会の会員については、参画する会員の担当者、もしくは関係者が参加するメールアドレスへ連絡する事とする。

2.1.3 大規模災害用ポータルサイト

連絡会の会員が、平時にポータルサイトを運用している場合には、大規模災害用のポータルサイトを準備していることが望ましい。なお、平時のポータルサイトを有しない場合、連絡が運営する「00000JAPAN ポータル」へリンクを設置し、自社、もしくはエリアオーナーの Web サイトにて「00000JAPAN」の提供を告知する事が望ましい。

■ 00000JAPAN ポータル

http://www.wlan-business.org/sp_jp (日本語)

http://www.wlan-business.org/sp_en (英語)

2.1.4 セキュリティリスクの告知

連絡会の会員は、「00000JAPAN」無料開放時の利用上のセキュリティに関するリスクについて周知広報に努めること。

2.1.5 防災訓練での周知活動

平時の周知防災訓練等を通じて、無線 LAN 開放に関する周知活動に努めること。

2.1.6 災害直後初動期の周知方法

災害発生時に無線 LAN を開放した場合、その周知が行えること。

2.1.7 災害復旧期の周知方法

災害復旧期の無線 LAN 開放、及び解除の周知が行えること。

2.1.8 情報共有の機能

大規模災害発生に伴い、災害用統一 SSID の運営主体間の情報共有の仕組みが立ち上がった場合にはこれに対応できること。

2.1.9 営利目的の利用について

営利目的の利用については、連絡会のプレミアム会員、正会員、ならびに連絡会が認めた事業者については「00000JAPAN」を商用する権利を有しており、自社製品に適用し販売したり、連絡会の知的財産を利用する事ができる。準会員は、「00000JAPAN」を商用する権利を有さない。また、特別会員は当該担当委員会、ならびに当会会長が承認した場合、商用利用を許可する事とする。

2.1.10 試験送出の実施について

災害訓練、AP 機器の設定確認等に伴う「00000JAPAN」の試験送出については、各々の事象によって実施するものとし、事前に連絡会への報告は必須としない。但し、提供時間は、災害訓練の開催時間、もしくは概ね 60 分程度に留める事が望ましい。併せて、災害訓練の参加者、ならびに施設利用者に対して、口頭、書面、掲示物等で周知し、実際の災害発生時と誤認されないよう、心掛けるものとする。

2.2 連絡会の非会員における運用について

本項目では、連絡会の会員できない法人・個人が「00000JAPAN」を提供する際の参加基準について記載する。

2.2.1 技術要件

技術要件としては、市販されている無線 LAN アクセスポイントの機材において、前項表 1 に記載される必須事項がすべて対応されている、また、努力事項について、可能な限り設定する事が望ましい。

2.2.2 00000JAPAN の発動を迅速に行うための体制

連絡会の会員以外が、平時、ならびに災害訓練をはじめとする啓蒙活動において、「00000JAPAN」を提供した場合、混乱を招く恐れがある為、確実に次の事象に適合する場合に限って提供する事とする。

- A) 提供者自身が被災し、現状における被災状況は不明であっても、被災地において避難所が指定され、住民が避難している事実を確認した場合。
- B) 連絡会、大手通信各社が「00000JAPAN」の提供について報道発表がなされた事を確認した場合。

なお、提供の中止については、上記 A 事象の避難所が解散した場合、ならびに B) に記載する法人・団体から「00000JAPAN」の提供終了が発表された事を確認し、個々の判断において実施する。

2.2.3 平時における利用不可について

平時の無料 Wi-Fi として提供する SSID を「00000JAPAN」に設定しない事。平時における常時提供は実施しない事。

平時に提供する無料 Wi-Fi は、「00000JAPAN」ではない SSID を個別に設定し提供する。

2.2.4 申請書の提出について

非会員からの申請書は、所定の書類を提出するものとする。なお、非会員から申請書の提出を受けた場合、連絡会は「00000JAPAN」を提供する法人・個人を把握する目的で、申請書を利用するに留める。

2.2.5 営利目的の利用不可について

非会員が「00000JAPAN」を提供する際、直接的、間接的を問わず、金銭授受がある場合は、「00000JAPAN」の提供を認めない。また、連絡会の許諾を得ずに、営利目的の利用が確認された場合や、連絡会が保有する知的財産を利用した場合、連絡会は然るべき対応を実施する。

2.2.6. 試験送出手の実施について

2.1.10 に規定する内容に準ずる。

以上

問い合わせ先

「00000JAPAN」に関するお問い合わせは、無線 LAN ビジネス推進連絡会
(E メールアドレス: guide-saigai@wlan-business.org)までお願いします。

<http://www.wlan-business.org/>

改版履歴

改定日	版	改定内容概略
平成26年4月21日	第1.0版制定	初版
平成29年5月10日	第2.0版制定	運用構築委員会にて検討した事項を適用参加資格を修正し、連絡会の会員以外でも利用できるように修正
平成29年6月20日	第2.1版制定	運用構築委員会が改組・名称変更されたので、委員会名称を当該担当委員会に統一する軽微な文言の修正
平成29年3月30日	第2.2版制定	当該担当委員会にて審議された、下記事項について追記 イ) 「1.3 基本的な考え方」に、エリアオーナー独自のSSIDについて追記 ロ) 「2.参加基準」の会員種別について、「サービス運用事業者」と「機器・装置ベンダ」の区分を追記 ハ) 「2.1.9 営利目的の利用について」の特別会員における商用利用の適用について規定を修正 ニ) 00000JAPANの試験送出に関する「2.1.10 試験送出の実施について」「2.2.6. 試験送出の実施について」を加筆

以上